

人權侵害事件事例

本事例は一九八三年五月一二日午後九時四十五分頃より十一時三十分頃まで、南区内において、

釜ヶ崎団體幹部組員、支援メンバーよりて集められたものである。

出発にあたり下記の質問事項を確認した。

① 事実の確認(どいいへんのぼくよか?)。

② 調査の時に渡された紙をせってこるか。

③ 調査の説明があるか

イ、何のまづつか

ロ、高(たか)い低い低いする……と二つでいたか。

④ 里親・おさんほひうごうふうにどうされたか。

しかし、なにぶんにも素人ばかりのため、調査結果にばかりつきがある。

事例1 にじの町入口 三才才

① 五月一七日午前一時半、心斎橋筋アーケードで寝ている時

② やら半紙の半分位の紙に、氏名、生年月日

番号一一四

③ 何かあった時のためにしててこる、役所の方に知らせためた。外で寝ている人がターニーのせ協力してくれ。

④ 本籍、氏名、生年月日、血液型を聞かれ、B五八九〇の角紙に左指(人さし指)の指紋を捺された。

備考：仕事がない、梅田からナンバに来た。
事例2 にじの町 四二一オ 佐藤たもつ
① 先ほどどけられた、一時すぎ、戎橋筋
が、誰か知らんか、と聞かれ、自分が疑われた。
② バタヤが集つて残パンを出さないと騒いた

事例3 にじの町 四二一オ 佐藤たもつ

① 先ほどどけられた、一時すぎ、戎橋筋

が、誰か知らんか、と聞かれ、自分が疑われた。
② 34番

④ 住所、どこからきたかを聞いた。口頭

したのか、とまわれ、落鉛10本とられた。

事例3

① どうどん堀 五月一六日午前三時
② 二ト五

③ 仕事のあつせんをするか、里親などらしくて
くれ、こまわれた。

④ 本籍、氏名、年令、生年月日、血液型を聞
かれた。

④ 住所、どこからきたかを聞いた。口頭

したのか、とまわれ、落鉛10本とられた。

事例4

① B-11
② 一

③ 一

④ しようかなからとられた。

備考：釜には三六年当時に来た。あまりさう

がんでくれ、追得出されるから……。

事例5

① 心斎橋商店街 ギンザ・ワシントン前
曜日午前一時半ごろ

④ 二一八、もう一度きたら二千を見せうとい
われた。落したらあかんとまわれた。

③ 他の人で、なんぞ写真とほんせ、と言

つてゐのがいた。私はあこの方で、みんな
られてはいるから、仕方がないと思つた。

④ 制服警官二人と乱闘服二人の計四人か

本籍、住所、生年月日、お金をもつてり
などを聞かれた。写真は乱闘服のものがあ
た。近くにいた人も連れてこられて、十
五人、いっやんにせられた。

備考：大淀生まれ、砲兵工兵、ウレ炭坑

事例6 ナンバ地下街

① 三日前、朝三時半が四時頃、ワシントン・クツ店前。

② C-138

③ 誰かか、ウレ前科あるし、宇真なら警察になんぼでもあるで、と言つたら、犯罪の方とはちがう、と言つていた。

④ ちょっと聞きたいことがある、どーで書いていろと聞かれ、一一でどうと引き継ぎ、生

年月日、本籍、住所、血液型、ナイフかなんかもってへんか、と聞かれた。記入した紙に二二たあしてんか、と指をもたれて指紋をとられた。その後、胸の前に、氏名、生年月

日、番号を書いた紙をもたされて宇真をとられた。歩いてるもんも、とめてやってりた。備考「釜に行つたことはないが土方だ。釜に友達があり、そやだつかられて仕事に行く。^{年ほど}

京都の林に直行でりつていたが仕事がなくなり、四月二十五日から青カンしてりる。

事例7 五二〇(昭五年生まれ)

① 心斎橋・ワシントンクツ店前・午前一時頃

② C-121

③ 説明はなかつた。警官四人

④ 本籍、升名、年令を聞かれた。スタンダード持つていて、指の先全体をとられた。

事例8 三二〇

① 芳橋商店街、車ヘリヤカーを引いてりる時。

② B-125

③ 一

④ 警官三人とあと一人、人差指をまわして。さからうとまざりと思つた。

事例9

① 宮上門町で、リヤカーを引っぱつて途中、

② ほかしたロード

③ む忘なしに、警官四~五名

④ はつきりおぼえていなし。前科があるのだからうと損だと思つた。

事例10

① 五月一一日、夜以降、心斎橋マクドナルド

② C-138

③ 一

④ 制服警官一人、機動隊四人、去年も宇真と

⑤ 備考「西成十年、仕事は契約が多い

事例11 太田熊吉 昭14・4・15

⑥ くんさり株式、あととい。

⑦ C-138 証明書のようなものだから持つて

いる。

⑧ 備考「これまで飯場回り

事例12 五一〇(昭6年)

⑨ 一週間前、法善寺のところで

⑩ C-147

⑪ みんなとられてきたので徒つた。

⑫ 血液型を聞かれた。指印一本

事例13

⑬ 五月十日午前三時、千日前

⑭ 一

⑮ 宇真をとらしくてくゆ、と言つてました。

⑯ 備考「アオカン14日、ハンド回り。

事例14 江のまち 和田純一、昭34・4・11

① 千日前、午前三時

② B-44

③ 理由もなく写真、指紋をとられた。

④ 四人ぐらいの警官

備考：“三月11、ばい飯場にいた、それから、

の生活

事例15 大根堅五、昭34・6・28

① 宗立内町の公園で。

② B-166

③ —

④ 警官五名、戦闘帽を被った人もまじっていた。

備考：“以前は釜で日雇、救急車で阪和病院に

いったこともある。

事例16

① —

② もうすんだと言つて逃げた。

③ 死んだ時に身元かわからないと困るから、と言つていた。拖きこむらどうなるかわかる。

前科は犯だから、多分、なぐつたりするだろう。

う。

④ 心斎橋の交番の前を通る者を引っぱつていつて、交番の前で二、三人やらせていた。

事例27

毎日、午前一時ごろくる。制服や警動隊が大勢くる。私は逃げた。

調査を終わって

深夜、乱闘服を着た警官に囲まれて（写真や撮影や

指印を止められた時、どれだけの人間が拒否することができたであろう。

仕意であると説明はまったくなされておらず、

「職を紹介するため」という騙しや「あなた何が兎リ—としたんか」というウスゴミ、オトシ、よって写真や指紋がとらわれている。

——この不法、不当は明らかであり、かかる人権侵害は絶対に許さねるべきものではない、じょりと参考の。